

令和5年度事業計画

1 策定基調

我が国の経済は、ウイズコロナの下、社会経済活動の正常化が進みつつあり、サービス消費を中心に回復基調に向かって動き出している。

一方、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、エネルギー・食料品等の価格上昇が続き、世界的な景気後退への懸念が高まっている。

政府は「日本経済の再生」を最優先の課題とし、新しい資本主義の旗印の下で、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野として取り組むこととしている。

こうした状況の中、「国民生活と経済のライフライン」として重要な役割を担うトラック運送業界は、燃料高騰対策をはじめ「標準的な運賃」の活用等による適正なコスト収受対策など荷主対策の深度化の推進や改正改善基準告示の周知並びに「2024年問題」への適切な対応が図られるよう全力を傾注する。さらに、物流を維持していくために優秀な人材を確保するとともに、高速道路料金の更なる割引など、使いやすい道路の実現に取り組むこととする。

また、新技術を活用した物流DXの推進など、物流のさらなる効率化に向けて鋭意取り組み、交通・労災事故の防止及び環境・SDGs対策を推進することとしている。

当協会においては、今後のトラック運送業界の進化・発展を期して、下記に示す諸課題克服と諸活動を積極的に展開していくこととする。

2 重点施策

令和5年度は、次の10項目を重点施策に位置づけ、関係機関と連携を強化して事業計画に基づく諸対策を積極的に推進していく。

- (1) 燃料高騰対策等の促進及び自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (2) 「標準的な運賃」の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策及び荷主対策の深度化の推進

- (3) 改正改善基準告示の周知並びに長時間労働の是正及び取引環境の改善等「2024年問題」への適切な対応
- (4) 人材確保対策の積極的な推進
- (5) 交通・労災事故の防止及び環境・SDGs対策の推進
- (6) 高速道路通行料金の割引の拡充及び使いやすい道路の実現に向けた諸対策の推進
- (7) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- (8) 大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立
- (9) 荷主・消費者等対外広報活動の推進
- (10) パンデミックにおける適切な対応及び新技術を活用した物流DXの推進

3 事業計画

(1) 燃料高騰対策等の促進及び自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

◇燃料高騰対策

- (ア) 燃料高騰対策並びに燃料サーチャージ導入の促進
 - 政府与党及び自治体等に対し、燃料油価格激変緩和事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時金の継続について、強力に要請する。
 - 燃料サーチャージについて、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、「標準的な運賃」の告示に位置づけされるよう要請することに加えて、その收受に向けて、荷主への浸透を図るための施策を展開する。
- (イ) 自家用燃料供給施設整備支援助成事業及び燃料費対策特別融資の実施
 - 自家用燃料供給施設に対する一部助成を実施する。
 - 軽油等燃料費対策及び環境・省エネに対する重要性を鑑み、最新排出ガス規制適合車等の導入に必要な資金融資に対する利子補給を行う。
- (ウ) 近代化基金融資の推薦及び利子補給事業、信用保証協会保証料助成事業の実施
 - 物流効率化に資するための施設の整備をはじめ、事業の近代化・合理化のための設備投資に対し、中央近代化基金事業と連携して地方近代化基金による融資の斡旋及び利子補給を行う。
 - 信用保証協会のセーフティネット保証等の保証を受ける際に支払う保証料の助成を行う。
- (エ) 石油製品価格動向調査及び燃料価格等の情報提供の実施
 - 軽油価格改定の動向について調査・情報収集し、会員事業者に対する情報提供に努める。
- (オ) アイドリングストップの徹底
 - CO₂削減、燃料高騰対策の一環として、ドライバーに対し、駐停車時のアイドリングストップの徹底を図る。

◇税制対策

(ア) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

- 自動車関係諸税の簡素化及び軽減に向けて、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、要望・陳情活動を積極的に展開する。
- 事業用トラックに対する新たな負担増の議論が生じた場合、これを阻止するべく、要望・陳情活動を展開する。特に、自動車税制の総点検に合わせ議論がされる走行距離課税の導入については断固反対する。

(イ) 軽油引取税の旧暫定税率の廃止等税負担の軽減

- 軽油引取税は、一般財源化により本来国民が公平に負担すべきであるにもかかわらず、「当分の間税率」と名前を変えてトラック運送事業者が負担を強いられており、税負担の公平の原則に著しく反していることから、軽油引取税の旧暫定税率の廃止に向けて、要望・陳情活動を展開する。

(2) 「標準的な運賃」の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策及び荷主対策の深化の推進

(ア) 貨物自動車運送事業法に係る時限措置延長への対応

- 「標準的な運賃」及び「荷主対策の深化」について、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、時限措置延長に向けた対応を図る。

(イ) 「標準的な運賃」の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進

- 荷主等に対して、トラック運送業界の健全な発展のために必要な制度である「標準的な運賃」及び「燃料サーチャージ」のほか、高速道料金や附帯作業料・待機時間料など実費について、事業継続に必要なコストが収受できるよう積極的に広報・周知活動を行う。

- 「パートナーシップによる価値創造のための円滑化施策のパッケージ」に基づき、特に労務費やエネルギーコストの上昇分が取引価格に転嫁できるよう、転嫁対策を推進する。

- 標準的な運賃と自社原価の関連を踏まえた交渉方法など標準的な運賃の活用によって適正運賃収受に繋がるセミナー等を開催するとともに個別企業に対する経営診断助成を行う。

(ウ) 荷主対策の深化の推進

- 事業者に違反行為を強要する荷主情報の収集を図るため、会員事業者、ドライバー等に対し、国土交通省の意見投稿サイトの積極的な周知を図る。

(3) 改正改善基準告示の周知並びに長時間労働の是正及び取引環境の改善等

「2024年問題」への適切な対応

(ア) 改正改善基準告示の周知に係る対応

- 改正改善基準告示の内容について、説明会等を通じて、会員事業者に積極的な周知徹底を行い、令和6年4月からの施行に向けて遺漏なき対応を図る。
- 改正改善基準告示に関し、荷主や一般消費者等に対する理解促進を図るための環境整備を行う。

(イ) 取引環境の改善等「2024年問題」への適切な対応

「2024年問題」への対応を図るため、関係行政機関等と連携を図り、商習慣の見直しに向け、着荷主を含む荷主や一般消費者等への理解促進を図るための環境整備を推進する。

(ウ) 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の的確な運営

- 行政や荷主団体等と連携を図り、引き続き協議会の的確な運営と取引環境・労働時間の改善に向けた対応を図るとともに、協議会における広報活動等の取り組みを行う。

(エ) ホワイト物流推進運動など荷主との連携による生産性向上に向けた取り組みの実施

- 「ホワイト物流」推進運動や輸送品目ガイドラインについて、荷主やトラック運送事業者に引き続き周知・促進を図り、生産性向上に向けた取り組みに積極的な対応を図る。

(4) 人材確保対策の積極的な推進

(ア) 若年層、女性及び高齢者の採用等を含めた労働力確保及び育成・定着対策の推進

- 若年層、女性及び高齢者の採用を含めた活動、採用後の労務管理等のマニュアルや人材確保セミナーを通じ会員事業者への支援を図るとともに関係機関と連携して労働力確保に係る対外的な広報活動並びに積極的なPR方策を展開する。

- 受験資格特例教習及び準中型免許取得、普通免許等限定解除に係る費用に対する支援を行い、若年ドライバーの確保を図る。また、継続して、大型・中型免許等の取得助成を行う。

(イ) 高校新卒者等の採用促進のためのインターンシップ活用の周知

- インターンシップ登録サイトの活用とインターンシップ実施事業者への支援を図るとともに、就活イベントへの参加や高等学校等への周知活動を行い、高校生等に対する業界への採用促進を図る。

○地域のハローワークと連携し、求人中の会員事業者と求職者のマッチング機会の提供を通じ、会員事業者的人材確保支援を図る。

(ウ) 事業後継者等の育成

○事業後継者並びに青年経営者を育成するため、青年部会において実践に即した研修事業の実施、他業界等の青年組織との交流や社会貢献活動に取り組むための支援を行う。

○優秀な管理者を育成するため、中小企業大学校等の講座受講を促進・助成を行う。

(エ) 運転免許制度等に係る諸課題への対応

○19歳でも大型免許取得可能な「特例教習制度」について周知を図るとともに、全ト協と連携し、中・大型車への「A T限定免許」制度創設について、関係機関に働きかけることにより、トラック運送業界への新たな人材確保につながる取り組みを推進する。

○運転免許制度を含めたトラック運送業界における人材確保に係る課題に対応するとともに、女性や次世代を担う若年労働者層、ドライバー未経験者等の求職者に対し、トラック運送業界の社会的役割等を積極的にPRし、職業としての魅力をアピールする。

(オ) 運転者職場環境良好度認証制度の促進

○人材確保に向けた職場環境改善を促進するため、「運転者職場環境良好度制度（働きやすい職場認証）」取得の助成を行う。

（5）交通・労災事故の防止及び環境・SDGs対策の推進

◇交通事故防止対策

(ア) 事業用トラックによる交通事故防止対策の推進

○定時総会、事故防止大会等における交通安全決議等により、交通安全に対する意識の定着を図る。

○「トラック事業における総合安全プラン2025」の目標達成に向けて、全ト協と連携し、事故分析結果に基づくより実効性の各種セミナーを通じた事故防止対策の推進を図る。

○県内の事業用トラックによる死傷事故・危険箇所の交通事故実態等を把握し、ホームページに公開するなどして事故防止対策を図る。

○事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の指針に基づいて、ドライバー教育テキストを活用した初任運転者等に対する教育指導体制の強化等により、交通事故防止の実効性向上を図るとともにeラーニングの活用を推進する。

○運行管理者及びドライバー等の安全教育訓練実施への助成及び運転者の適性

診断（一般・初任・適齢）、運転記録証明の助成を行う。

(イ) 飲酒運転の根絶に向けた取り組みの強化

○運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底するとともに、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶意識の向上を図る。

(ウ) ドライバーコンテスト等の実施

○安全意識の高揚や運転技能の向上を図るため、ドライバーコンテスト及びSDラリーコンテスト（無事故無違反100日運動）を実施する。

(エ) 追突事故及び交差点、高速道路における事故防止対策

○交通事故実態に即した事故防止セミナー等を通じ、交通事故防止意識の高揚を図るとともにWEB版ヒヤリハット集など効果的な映像を活用した実践的なセミナーを開催する。

(オ) 安全対策機器等の普及促進

○先進安全自動車（ASV）の普及拡大を図るため、ドライブレコーダーをはじめとした、車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器の導入に係る助成を行い、積極的な普及を促進する。

(カ) 「運輸安全マネジメント」の普及拡大

○運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取り組みの深化、高度化を図るための普及・啓発活動を推進する。

(キ) 駐車問題見直しへの対応

○貨物集配中の事業用トラックに係る駐車規制の見直しに伴う諸課題について情報収集に努め、必要に応じ、改善に向けた関係機関への働きかけを行う。

(ク) 降雪期における安全運行の推進

○降雪期における安全運行の徹底を図るため、安全運転指導及び啓発活動を実施するほか、道路除排雪、凍結対策及び無装備車両（冬用タイヤ、チェーンの装着）の乗入れに対する指導強化について道路管理者等に要望活動を行う。また、荷主団体等に対して異常気象時における輸送に関する協力を求める。

(ケ) 車輪脱落事故防止対策への対応

○「車輪脱落事故防止キャンペーン」などを通じ、車輪脱落事故防止対策の徹底を図る。特に、車輪脱落事故防止のための増し締めの徹底を期すため、トルクレンチ導入のための助成を行う。

◇労働対策

(ア) 過労死等防止対策の推進

○「過労死等防止計画」の具体的な行動計画に基づき、関係者が一丸となって過

労死等防止対策を推進する。

- セミナーや啓発資料等を通じ、過労死等防止に向けた意識の高揚を図るとともに、過労死等防止対策の普及促進を図る。

(イ) 健康状態に起因する事故及びメンタルヘルス対策の推進

- 「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」等を活用したセミナーやドライバーの生活習慣病対策を通じて、健康起因事故防止対策を推進する。また、メンタルヘルスに関する対応強化について啓発を図る。
- 中小トラック運送事業者のための健康管理システム（運輸ヘルスケアナビシステム）の導入・活用を推進する。
- 脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計の導入に対する助成を行う。
- 定期健康診断の受診に対する助成のほか、ドライバーが疾病により運転を継続できなくなる事案の中で最も多い、脳血管疾患について早期発見、早期治療を図るために実施する脳健診（脳ドック・脳MRI）の受診に対する助成を行う。

(ウ) 睡眠時無呼吸症候群（S A S）対策の推進

- ドライバーの睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査に対する助成を行う。

(エ) 労働災害防止の推進

- 陸運労災防止協会と連携し、第14次労働災害防止計画（2023～2027）を踏まえた労災事故防止対策に取り組む。
- 安全衛生管理の徹底と荷役作業の安全対策ガイドラインの周知徹底を図る。また、荷主団体等に対してドライバー等の荷役作業時における労災事故防止対策及び輸送安全の確保が困難な状況下での輸送依頼の抑制に関する協力を求める。

◇環境・SDGs対策

(ア) 「環境ビジョン2030」の推進

- 環境基本行動計画「環境ビジョン2030」を踏まえ、次世代自動車の導入、輸送の効率化の推進、アイドリングストップの徹底等脱炭素化に向けた環境啓発活動を推進する。

(イ) SDGs（持続可能な開発目標）への対応

- 「環境ビジョン2030」の行動メニューとSDGsの関連性の理解促進を図りつつSDGs達成に向けた取り組みを推進する。
- 環境と安全に配慮したエコドライブを推進するため、年間を通じて「エコドライブ推進運動」を開催し、「エコドライブ推進事業所認定事業」を実施する。

○安全意識と省エネ運転技能向上を図るため実践的な省エネ走行研修を実施する。

(ウ) エコドライブの徹底に向けたEMS機器等、アイドリングストップ支援機器及びエコタイヤ等の普及促進

○燃料消費量の削減効果が高いデジタル式運行記録計などEMS機器等の導入に対する助成を行う。

○アイドリングストップ支援機器（車載式エアヒーター、バッテリー式冷暖房装置等）導入助成事業を促進する。

○エコタイヤ・再生タイヤの導入促進を図るため助成を行う。

(エ) 環境対応車の普及促進

○環境対応車である天然ガス自動車及びハイブリッド並びに電気トラックの導入を促進するため、導入のための助成事業を行う。

○NOx・PM等の排出ガスを削減するため、ポスト新長期規制等適合車への代替に対して、近代化基金融資による融資の利子補給を行う。

(6) 高速道路通行料金の割引の拡充及び使いやすい道路の実現に向けた諸対策の推進

(ア) 大口・多頻度割引の実質50%以上の拡充

○大口・多頻度割引の実質50%以上の適用について、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、政府・与党に対する要望活動を展開する。

(イ) 高速道路料金の更なる割引等の拡充

○平成26年4月より導入されている3つの料金水準の期限が令和5年度末とされているため、より一層の利用重視の観点から、料金水準の引き下げについて要望を行い、輸送効率の改善及び一般道の交通安全・環境面の維持を図るとともに、一般道や混雑する高速道路から、通行量の少ない高速道路への転換促進をはかるための料金・割引制度が設けられるよう要望活動を行う。

(イ) 高速道路等における安全対策及び渋滞対策の推進

○輸送時間の短縮、定時性の確保、物流効率化による経済活動の活性化等高速道路の持つ効果が最大限発揮されるよう、一般道路と連携した全国道路ネットワークの積極的な整備の推進やミッシングリンクの解消ほか、暫定2車線の4車線化など安全対策及び渋滞対策の推進に向けて、要望活動を行う。

(ウ) 「重要物流道路」の追加指定や機能強化の推進

○大型トラックが特殊車両通行許可不要でスムーズに走行できる環境の実現に向けて重要物流道路の追加指定及び指定された区間の道路整備が早期完成・共用されるよう、全ト協や石川県と連携し、適宜要望を行う。

(エ) SA・PA、道の駅における駐車スペースや休憩・休息施設の整備・拡充

- 労働関係法令の遵守及び労働環境改善のために必要な施設として、高速道路のS A・P A、道の駅における駐車スペースや、休憩・休息施設となる建屋内設備の整備・拡充、特にシャワー施設の設置箇所拡大について、積極的な要望を行う。
- 中継物流拠点の整備・拡充等による中継輸送の推進
ドライバーの長時間労働の抑制等働き方改革の推進のため、中継物流拠点（コネクトエリア）の設置箇所の拡大について、全ト協と連携し、要望を行う。
- (オ) 道路通行及び車両に関する制度の簡素化及び規制緩和要望の推進
 - 特殊車両通行許可に付される通行時間帯条件の緩和など車両制限令及び道路運送保安基準等について、制度の簡素化・手続きの迅速化、また各種規制の緩和等について、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、適宜要望を行う。また、軸重に関する諸課題について、関係機関と連携して適正な改善を図る。
 - 特殊車両通行確認制度における、道路関連データのデジタル化の促進や利用しやすい手数料水準について、全ト協と連携し、要望を行う。

(7) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底

- (ア) 適正化事業実施機関の事業活動を効果的に推進するため指導体制の強化及び地方評議委員会の適切な運営
- 適正化事業指導員の専任化による巡回率向上を図るための指導体制の強化を図り、また、地方評議委員会の適切な運営に努める。
- (イ) 事故防止・安全対策等の指導内容の充実強化及び事業者・運行管理者等に対する指導・啓発の推進
- 巡回指導については、総合評価が低い事業者など指導の必要性が高い事業者を念頭に優先度に応じた指導内容及び巡回頻度とし、効果的・効率的に推進する。また、関係機関と連携し、速報制度並びに新規参入事業者に対する巡回指導及び乗務時間等告示違反事業所に対する特別巡回指導の適格な対応を図る。
- 悪質性の高い違反項目について、運輸支局等との連携の更なる強化を図る。また、自動車の適正な点検・整備及び不正改造防止に関して国土交通省の運動に呼応し、行う。
- 巡回指導における評価が厳正・公平に行われるよう、巡回指導指針及び巡回指導マニュアルに基づき、最重点指導項目をはじめとした指導項目について、適切に指導を実施する。また、巡回指導を通じて、働き方改革関連法や改正改善基準告示の周知を図るとともに改正貨物運送事業法の遵守の徹底を図る。
- 事業者・運行管理者等に対して、法令遵守をはじめとする広報啓発活動を積極的に推進する。

(ウ) 社会保険等の未加入・未納事業者に対する指導、社会保険制度等に関する法的義務の周知徹底、啓発活動の推進

○巡回指導等を通じ社会保険制度等の加入及び保険料の納付について、周知及び法的義務の履行の徹底を図る。

(エ) 適正化事業指導員に係る研修事業の充実並びに資質の向上

○全国研修、小規模グループ研修等の受講により専門的知識の習得や指導能力の向上を図る。

○適正化事業指導員として必要な能力の向上を図るための各種資格の取得を推進する。

○運輸局・運輸支局との連携強化を目的とした官民合同の地方ブロック研修等に参加し、ブロック内における指導内容の均一化を図る。

(オ) 安全性評価事業(Gマーク制度)の積極的な推進及び内外に対する広報啓発活動の展開

○「貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)」について、引き続き関係行政機関や全ト協と連携し、円滑な推進を図る。

○荷主企業や一般消費者に対するGマーク制度の更なる認知度アップを図るために、引き続きGマークラッピングトラックを走行させるなど、広報啓発活動を積極的に展開する。

○長期間にわたり、安全性優良事業所の認定を受け、安全対策等に顕著な功績が認められる事業所を安全性優良事業所表彰候補として運輸局等に推薦する。

○Gマーク事業所に係る危険運転等悪質違反行為に対する是正指導を行う。

○Gマークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。

(8) 大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立

(ア) 大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立及び訓練

○大規模自然災害時における事業用トラックによるライフライン機能維持を確実に果たすため、関係機関や全ト協と連携し、「緊急・救援輸送基本計画」に基づき、必要な体制整備を推進するとともに、これまでの震災対応を踏まえた緊急物資輸送体制の確立を図る。

○緊急救援物資を的確に輸送できるよう、石川県等が主催する防災訓練に参加する。また、全ト協と緊急通信(衛星電話、テレビ会議システム等)を活用した情報伝達訓練を適宜行う。

(イ) 自然災害発生時に備えた災害物流専門家の育成など防災マネジメントの普及拡大

○会員事業者等を対象とする災害物流専門家研修を開催し、災害物流専門家の育成に努め、自然災害への対応にあたって、参考とすべき考え方をまとめた「運輸防災マネジメント指針」について普及活動を展開する。

(9) 荷主・消費者等対外広報活動の推進

(ア) 引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービス向上

○引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の普及促進を図るため、広報媒体を活用し業界内だけではなく、消費者に対しても積極的な周知を行う。

○引越基本講習と引越管理者講習を開催して、標準引越運送約款や関係法令等、引越管理者として必要な知識の周知徹底を図る。

○引越繁忙期におけるサービスレベルや輸送品質を保持するため、分散引越について、一般消費者や企業・国等に対し幅広い周知活動を推進する。

(イ) 機関誌「トラックのひろば」及びホームページ等による会員向け情報提供と拡充施策の推進

○業界及び関係行政機関の活動や事業経営に役立つ情報を提供するため、機関誌「トラックのひろば」を毎月発刊し、会員をはじめ、関係行政機関等に配布する。

○情報発信の基盤的役割を担うホームページを運営し、常に鮮度の高い情報発信に努める。

(ウ) 10月9日「トラックの日」のキャンペーンによる業界PR対策の推進

○10月9日「トラックの日」を中心に各種メディアを活用し広報活動を展開する。

(エ) トラック運送業への一層の理解促進に向け、各種広報媒体を活用した積極的なPR対策の推進

○将来の業界を担う優秀な人材を確保するため、各種コンテンツを活用し、くらしと経済を支えるライフラインであるトラック輸送の役割を周知する。

○重要な課題・取り組み等について、機関誌、ホームページをはじめとして、各種メディアを活用し、積極的に業界の意見公表と周知対策を行う。

○多様化する情報ニーズに幅広く対応するため、ユーチューブをはじめとしたSNSを活用した積極的なPRを推進する。

○荷主等に対し、2024年問題をはじめとしたトラック運送業界の現状を訴えるとともに新たな改善基準告示、適正取引推進、標準的な運賃の収受、安全性評価事業（Gマーク制度）、引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の普及促進に向けて、広告掲載等によるPR活動を展開し、理解と協力を求める。

○新聞、テレビ等の報道機関による取材に積極的に対応し、業界の現状理解と広報活動に対する協力を求める。

(10) パンデミックにおける適切な対応及び新技術を活用した物流DXの推進

(ア) パンデミックにおける適切な対応

- 国民生活と経済を支える持続的な物流の確保を図るため、全ト協が策定した「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の周知徹底を図る。
- 新型コロナウイルス感染症トラック協会対策本部において、今後の感染状況及びトラック事業の影響等諸状況を十分踏まえつつ、適時適切な対応を図る。
- 新型インフルエンザの発生に備えて、地方公共機関としての対策業務が適格かつ迅速にできるよう訓練の実施に努める。
- 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の発症が確認され、自治体等からの防疫資材等の輸送依頼への適切な対応が行えるよう、輸送体制の確立を図る。

(イ) 新技術を活用した物流効率化の推進

- 2050年のカーボンニュートラルに向けた国の施策や「総合物流施策大綱」の柱のひとつである物流DXについて、課題等の整理を行う。
- IT活用の推進を図るため、先進活用事例等幅広く周知するセミナーを開催し、事業者における人材不足や生産性向上等に資する新技術を活用した業務効率化を推進する。

(ウ) 運行管理の高度化への対応

- IT点呼、遠隔点呼、AIロボット等を活用した自動点呼の普及促進による運行管理の効率化を図るため自動点呼に係る支援機器及びシステムの導入を支援する。

(11) その他

(ア) 運輸事業振興事業費補助金交付要綱に基づく事業の推進

- 補助金事業を効果的・効率的に活用し、トラック運送事業の的確な運営、健全な発展を促進するほか、トラック会館施設の経年劣化に応じた修繕を行い保全と管理運営に努める。

(イ) 国民保護に関する業務の推進

- 武力攻撃事態等の発生に備えて、地方公共機関としての対策業務が的確かつ迅速にできるよう石川県が主催する図上訓練に参加し、国民保護措置に対する対応能力の向上を図る。

(ウ) 事務局組織の強化と支部・委員会・部会組織等の効率的運用

- 事務局体制の強化に努めるほか、業界の諸問題等に迅速かつ的確に対応するため、支部・各委員会・部会組織の効率的な運用を図るとともに、必要に応じて新たな組織等の設置を検討する。

(エ) 業務改革等の推進

○会員事業者向けの各種助成金制度申請に係る簡略化（申請書類の簡素化）し、会員サービスの向上を図るとともに事務局業務の効率化やセキュリティ対策の強化等を図る。

(オ) 関係機関の受託業務等の推進

○陸運労災防止協会の業務委託基本協定等に基づいて、労働災害防止に係る事業の推進と支部活動支援の充実を図る。

○全ト協との業務委託契約等に基づいて、金沢トラックステーションの施設運営及び長距離運行を行う事業用トラックの安全運行の確保等を図る。

(カ) 庶務関係事項

○本会の永年勤続功労者等に対する表彰を行う。